

監 査 第 7 7 号  
令和3年8月31日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

鹿児島県監査委員 地頭所 恵

同 大 菌 豊

同 瀬戸口 三 郎

同 遠 嶋 春日児

令和2年度内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により令和3年7月28日付け人第49号で審査に付された令和2年度事務の適正な執行の確保に関する評価報告書について審査を行ったので、別紙のとおり意見書を提出します。

# 令和2年度内部統制評価報告書審査意見書

## 1 審査の対象

令和2年度事務の適正な執行の確保に関する評価結果報告書

## 2 審査の着眼点

鹿児島県知事（以下「知事」という。）が作成した地方自治法第150条第4項の規定による事務の適正な執行の確保に関する評価結果報告書（以下「内部統制評価報告書」という。）について、内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備が漏れなく把握されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行った。

## 3 審査の実施内容

内部統制評価結果報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、鹿児島県監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）に基づくとともに、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 4 審査の結果

令和2年度内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

なお、知事部局における内部統制制度（以下「制度」という。）は令和2年度から導入されたところであるが、より実効性のある内部統制を実施するため、引き続き職員の制度に係る理解や意識の醸成を図るとともに、PDCAサイクルによる取組を着実に進めていくことにより、段階的に制度の充実に努められたい。

## 5 備考

今年度の知事部局の定期監査において、令和2年度の内部統制の運用状況について、特定監査テーマとして重点的に監査を行った。

その結果、制度において、リスクは監査の指摘事項を踏まえ洗い出し（識別・分類、分析・評価）を行うこととされているが、重要性の高いと思われる監査指摘事項がリスクに選定されていないものなどが散見されたほか、リスク発現について正しく認識されていない所属も見受けられた。さらに、地域振興局・支庁等において、共通の事務である工事執行に係る入札事務のリスクについて、リスクの識別、分類、対応策が不十分と考えられる所属も見受けられた。

今後、監査結果を十分に踏まえたリスクの洗い出しやモニタリングの精度向上に取り組むとともに、入札事務における落札決定取消や入札中止による再入札など複数部局に係る共通する事務リスクについては、リスクの可視化や運用の実効性を高めるため、全庁的なリスクとし、対応策等の標準化を図る必要がある。

また、内部統制評価報告書の「4 不備の是正に関する事項」に掲げる制度の改善に向けた取組を着実に進められたい。